平成２６年（フ）第７９６号
埼玉県加須市向古河2394番地21、旧住所埼玉県川口市飯塚３丁目15番７号　陶石ハウス205号
債務者　渡邊　厚子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８１９号
さいたま市岩槻区並木２丁目８番１―707号
債務者　平井　　明
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８２０号
さいたま市岩槻区並木２丁目８番１―707号
債務者　平井　紳子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９０１号
さいたま市緑区大字下山口新田189番地
債務者　堀之内富士江
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６１１号
大阪府泉大津市下之町４番８号ファミーユ美津Ｂ―102号
債務者　井上　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
大阪府泉南郡熊取町美熊台１丁目４番11号
債務者　黒河　茂美
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３４５号
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目９番１―203号、住民票上の住所大阪府堺市堺区市之町東２丁１番23号
債務者　田中　　忠
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３６２号
大阪府岸和田市土生町1552番地の４コーポベアー503号、住民票上の住所大阪市西成区橘１丁目２番21号ポワァグロンド501
債務者　本田諭世こと　鄭　　政子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３６３号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番２―1112号
債務者　赤木　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３７３号
大阪府泉南市信達大苗代22番地マンションぴゅあ103号
債務者　藤原　宗弘
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３７６号
大阪府岸和田市港緑町５番３―609号
債務者　才門　三郎
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３７９号
大阪府貝塚市半田106番地２ファミーユ東貝塚101号、前住所奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目29番20―809号
債務者　山本　雅之
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３８４号
大阪府泉南市新家6005番地の１―311号
債務者　旭　　一美（旧姓仁木）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３８９号
大阪府阪南市和泉鳥取948番地の１Ⅲ番館203号
債務者　村山　智英
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３９３号
大阪府泉大津市東豊中町２丁目５番１号青い鳥ハイツ401号
債務者　田中　俊明
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４０５号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１佐野台住宅１―203、事業所所在地大阪府泉佐野市下瓦屋91―１
債務者　ソーイングみちこと　平田　洋子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３６１７号
大阪市淀川区東三国４丁目20番７号　テラス240Ａ棟Ａ102号
債務者　和田　英子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分

大阪地方裁判所第６民事部